

本案件は2021年5月19日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日 : 2021年6月23日

調達管理番号 : 21a00262

国 名 : セネガル

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : セネガル国食糧安全保障とレジリエンスのガバナンスにかかる
能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年8月中旬から2021年12月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.73M/M、国内 0.50M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月14日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年8月3日(火)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	西アフリカ／全途上国
語学の種類	仏語または英語 ※

※英語・仏語の両言語の資格を有する場合、両方の証明書を添付のこと。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

セネガルでは、不安定な降雨、慢性的な干ばつなどによって、食料と栄養の危機に繰り返し直面している。特に生計を天水農業や牧畜に依存する農村部では、食糧安全保障と栄養にかかる人々の脆弱性が深刻化しており、23.8%の家庭が食料不足の状態にある。また、社会的弱者である子供への影響も大きく、5歳以下の子供の9.1%は、深刻な栄養失調の状態にある。

このような状況下、2014年にレジリエンスイニシアチブ包括同盟に加盟したセネガル政府は、2015年に同同盟の方針と合致する形で、「国家食糧安全保障・レジリエンス戦略（以下、「SNSAR」という。）」を策定し、食糧安全保障・栄養に脆弱な家庭の保護にかかる方向性や優先行動を明確化した。さらに同政府は、2018年には「国家食糧安全保障・レジリエンスプログラム（以下、「PNASAR」という。）」を策定し、2022年までに脆弱な家庭が持続的かつ安定的に栄養価の高

い食料を確保するとともに、レジリエンスを高めることを開発目標に掲げている。

現在これらの戦略・プログラムに基づき、セクター横断的に様々なプロジェクトが、異なる省庁や多様なドナーによって実施されている。首相府食糧安全保障諮問委員会事務局（以下、「SECNSA」という。）が食糧安全保障分野の調整役を担っているが、データ収集やモニタリング・評価等の体制が整備されていないことから、活動の重複や非効率なプロジェクト実施が発生しており、また、プログラムの効果の把握や政策への反映が不十分である。こうした状況から、セネガル政府は、食糧安全保障・レジリエンスセクターの改革を開始し、SECNSAをはじめとする関係機関の能力強化に取り組んでいる。本事業は、セネガルにおける食糧安全保障やレジリエンス強化の推進に関して中心的役割を担う SECNSA の組織能力強化を図り、同セクターのガバナンス向上に寄与するものであり、SNSAR や PNASAR の目標達成に資するものと位置付けられる。

2017年12月から2018年11月にかけて実施された本プロジェクトの第一段階の協力では、SECNSAの能力強化にかかる優先課題の抽出が行われた。その結果、食糧安全保障関連委員会がほとんど開催できておらず、モニタリング・評価の能力も低いこと、特に地方レベルにおいては州事務所が設置されたばかりであり、関係機関との情報共有やデータ収集・分析等に課題があることが明らかとなった。2019年5月から2021年12月までを予定としている第二段階ではSECNSAが干ばつなどの食糧安全保障を脅かす事態を迅速且つ正確に把握し、関係省庁・開発パートナーの適切な対応を促す役割を果たすために、中央レベル及び地方レベルにおいて、各種調整、情報分析、分野横断的な取り組みのモニタリング・評価能力を向上させるべく実施している案件である。現在、業務実施契約に基づき7名の専門家を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2021年12月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年8月中旬～9月中旬）
 - ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・仏文または英文）を提案する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他セネガル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（仏文または英文）を提案する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。

- (2) 現地業務期間（2021年9月中旬～10月上旬）
 - ① JICAセネガル事務所等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③ 評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を約7機関から回収、整理するとともにプロジェクト関係者約7機関に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びセネガル側C/P等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（仏文及び英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 調査結果や他団員及びセネガル側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・仏文または英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦ 調査結果や他の調査団員等からのコメント等を踏まえたうえで、プロジェクトの提言、教訓の取りまとめを行う。
 - ⑧ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて最終版を作成する。また、協議の議事録（和文）及び評価結果報告に係るC/P向けプレゼンテーション資料（仏文または英文10枚程度）を作成する。
 - ⑨ 協議議事録（M/M）（英文及び仏文）の作成に協力する。

- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果報告書（和文）を作成し、現地調査結果の JICA セネガル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2021年10月下旬～11月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果をとりまとめ、終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年11月30日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文及び仏文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) コロナ対策に関する経費

PCR 検査関連費用等は見積に計上不要です。契約交渉時点で確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年9月18日～10月9日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA セネガル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームにて配布します。配布を希望される方は代表アドレス (edga2@jica.go.jp) 宛てにメールをお送りください。

- ・業務進捗報告書
- ・PDM (最新版)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上